

日立労基協だより

第9号

発行所
 日立市弁天町二丁目一番15号
 社団法人日立労働基準協会
 電話(0294)23-3431
 E-mail:roukikyoo@jtdi.or.jp
 編集兼発行人 桜井 博

平成16年度 全国安全週間説明会を開催



高野署長挨拶

「危険をみつめて取りくむ改善」をスローガンに実施される全国安全週間を迎えるにあたり、(社)日立労働基準協会と日立労働基準監督署との共催による、全国安全週間説明会が、六月四日(金)日立労働会館において二百三十名の参加者を得て開催されました。初めに協会の磯貝副会長と監督署の高野署長の挨拶があり、続いて監督署の山口第三方面主任監督官より、全国安全週間の実施要綱の説明と、安全衛生マネジメントシステムの概要についてのビデオ映写が行われました。

休憩後特別講演に入り、「極寒の中の二つの遭難事件」(リーダーで決まる協働作業集団の総合評価)と題し、マナスル登山隊、南極越冬隊元隊員の高橋嘉彦氏より講演をいただきました。

講演は、八甲田山の大量遭難事件と南極スコット隊の悲劇をとり上げられ、それぞれの事件での二人のリーダーの資質の違い



特別講演 高橋嘉彦氏

が運命を左右したとの話から進められ、二つの事件も、リーダーとしての自然の脅威に対する思慮の浅い深いの差と、人間集団に対する統率能力の優劣、それに事業に対する情熱の差が成否を分けたものであると検証されました。

また、南極越冬隊時のお話では、異質が混在する人間集団が団結した場合は、性格の同じ者の団結力が「和」であるのに対して「積」の形で、その力をはるかに大きなものとなるとの越冬隊長であった西堀栄三郎氏著の「南極越冬隊記」の一文を引用され、リーダーはいつも大きい公約数を得られるよう配慮することが大切であると説かれました。

マナスル登山隊、南極越冬隊の経験と、製鉄会社での安全衛生活動を通じ得た、豊富な知識と経験に基づく講演は、聞く者の心を打ち、また説得力のあるたいへん有意義なお話でありました。

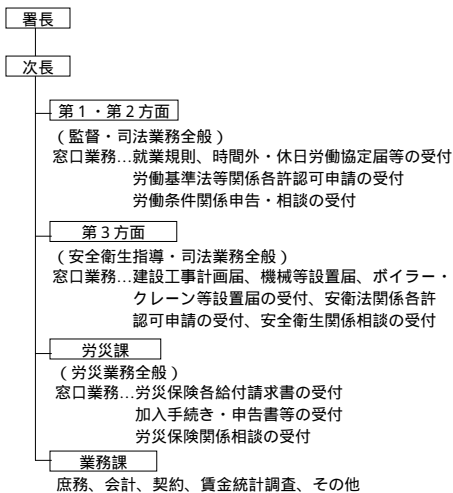


熱心に聴講する参加者の皆さん



磯貝副会長挨拶

日立労働基準監督署組織図



着任のご挨拶



日立労働基準監督署
署長 高野 光幸

当協会員の皆さんが、50年余に渡って担って来られた、安全衛生等労働者福祉水準向上のためのご尽力に、深く敬意を表します。その結果、今日それらは、全般的には遜色の無い水準に達しており、貴会には大変な功績が有ったものと思います。また、絶えず当行政にご支援頂きました事に厚く御礼申し上げます。

現在は、戦後無かった程の大きな変換期であり、苦難の時期と思いますが、皆さんのご繁栄と、社会の健全な再発展を祈念致しております。

私共職員は、国民の要請に的確に応えるべく、未だ十分とは言えない分野に対して特に、できる限り努力致す所存です。今後共、ご支援ご協力を宜しくお願い申し上げます。

日立労働基準監督署人事異動 新任者紹介(平成16年4月1日付)



茨城労働局総務部労働保険徴収室から異動してまいりました。日立署での勤務は初めてであり、労働保険関係を担当いたします。微力ながら皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、よろしくお願いたします。



労災課厚生労働事務官 益子 孝子



業務課業務係長 木村 忠和



第一方面労働基準監督官 池田 英徳



第一方面労働基準監督官 河村 有子



第二方面主任監督官 貞宗 恵治

第一方面主任監督官 奥澤成憲

神奈川労働局藤沢労働基準監督署から着任いたしました。茨城での勤務は初めてとなりますが、会員の皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、よろしくお願いたします。



謝辞を述べられる梁木政直さん

平成16年度 優良従業員表彰

5月21日(金)ホテルサンガーデン日立において、平成16年度(社)日立労働基準協会の優良従業員表彰式を執り行いました。

会員事業場から推薦いただいた80名の方々に対し、会長より表彰状と記念品の授与がなされ、受賞者代表謝辞は、日鉱金属(株)日立工場の梁木政直さんが行いました。

当日は正副会長をはじめ、多数の役員および会員が臨席し、来賓として、日立労働基準監督署の高野署長より祝辞をいただきました。

今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

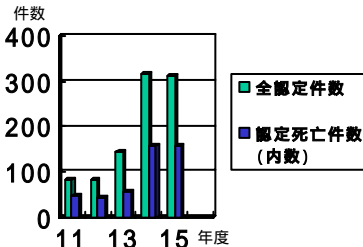
受賞者紹介

氏 名	事 業 場	氏 名	事 業 場
梁木 政直	日鉱金属(株)日立工場	柏木 恵子	K D D I (株)茨城衛星通信センター
関根 一夫	日鉱金属(株)日立工場	海老沢 正次	日本放射線エンジニアリング(株)
佐藤 弘光	丸善電機工業(株)	斉藤 美恵子	(株)大友製作所
金田 金太郎	(株)吉田組	川崎 英雄	(株)日立物流東日本営業本部
平沢 千秋	日興建設(株)	関 悦郎	(株)日立茨城テクニカルサービス
宇橋 久男	飯村電機工業(株)	鈴木 昭二	(株)友工社
大友 和恵	医療法人誠之会廣橋第一病院	松本 サワ	(有)松本林業
長谷川 美郎	(株)武蔵野化学研究所磯原工場	渡辺 健一	(株)コーヨー
保田 孝	佐々木興業(株)	前田 美代子	日木産業(株)
工藤 雅幸	(株)亀屋工業所	弓野 昭	日立市企業局
菊池 猛	日立精錬(株)	根本 誠	(株)ジーエス茨城製作所
二瓶 康弘	(株)藤田木材	吉原 賢一	日立設備エンジニアリング(株)
古田 九一	東京発電(株)茨城事業所	平山 豊	ムサシノガイギー(株)
小山 浩	日東機設(株)	神永 克敏	(株)根本製作所
蛭田 晋一	(株)ユーマック	緑川 一成	常盤開発(株)茨城支店
吉沢 聡	(株)徳伸工業	高橋 勝美	(株)日立製作所情報制御システム事業部
菱沼 豊	(株)秋山工務店	中郡 道夫	(株)日立製作所情報制御システム事業部
田村 進	日立酸素(株)	沼田 良男	日立セメント(株)
高山 一男	茨城化成(株)磯原工場	田崎 博	(株)日鉱マテリアルズ磯原工場
田沢 伸明	茨城電機工業(株)	横山 健三	日立電線ファイナック(株)
佐々木 久	常陽電機工業(株)	鴨志田 正勝	(株)日本A Eパワーシステムズ
菅野 新一	マックスファスニングシステムズ(株)	赤塚 将伸	日立化成工業(株)山崎事業所
秋沢 勝利	ユニマック(株)	野内 文男	日立多賀テクノロジ(株)
村田 利明	東日本ダイケンプロダクツ(株)	森 秋男	日立ホーム&ライフソリューション(株)
鴨 久男	多賀電気(株)多賀工場	吉田 静夫	日立ホーム&ライフソリューション(株)
本下 明郎	ピーエフ工業(株)磯原工場	小林 義明	日立マグネットワイヤ(株)
阿部 高年	盛上ゴム工業(株)	高野 貞雄	日立電線機器(株)
武藤 圭子	医療法人愛宣会秦病院	金丸 昭二	日本ケミコン(株)高萩工場
武田 久雄	三新テーエム(株)	金沢 一也	自動車鑄物(株)茨城工場
黒田 隆義	(株)三友製作所	戸澤 利夫	合資会社日立工業所
大浦 秀一	(株)日立製作所日立事業所	岩間 謙二	日立電鉄(株)
野沢 勉	(株)日立製作所日立事業所	鈴木 重孝	日立電線メケテック(株)
會澤 正美	(株)日立製作所日立事業所	寺門 俊一	(株)アイシーシー
五十嵐 豊	日立電設工事(株)	伊藤 重勝	S M K (株)ひたち事業所
伊藤 正行	(株)中村自工深川製作所	鈴木 善夫	日立エンジニアリング(株)
鈴木 佑司	(株)岡部工業	相川 勝	日立電線(株)電線工場
田島 良三	(株)日立エレクトリックシステムズ	伊藤 正	日立電線(株)日高工場豊浦分工場
有賀 昇	(株)小澤鐵工所	遊座 健一	日立電線(株)日高工場
石川 博文	日研機器(株)	瀬和 努	日立電線(株)日高工場
渡辺 義雄	(株)田代工業所	池島 正夫	日立埠頭(株)

監督署からのお知らせ(4・5・6・7面)

「脳・心臓疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」等事案)」 及び「精神障害等」について

厚生労働省から平成15年度の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」等事案)の労災補償状況」及び「精神障害等の労災補償状況」について発表がありましたので、その概要を御紹介します。発表によると、長時間労働等が原因で脳内出血や心筋こうそくなどの「脳・心臓疾患」を発症し死亡したいわゆる「過労死」の労災請求件数は306件で、認定件数は157件でした。死亡に至らないケースも含めた「脳・心臓疾患」を発症した人の労災請求件数は昨年に比べ114件減の705件で、認定件数は、312件でした。男女別では、男性が297件、女性が15件、年代別では、50歳代が132



過労による脳・心臓疾患で死亡や後遺症を労災認定された件数

件、40歳代が83件と全体の約七割を占めています。また、職種別では、運輸・通信従事者が79件と最も多く、次に管理職の62件となっています。

うつ病などの精神障害の労災請求は、前年度の97件増の438件、認定件数は8件増の108件でいずれも過去最多を記録しました。うち自殺(未遂を含む。)の認定件数は40件でした。認定者の職種では、システムエンジニアなどの専門技術職が、最も多く、年齢では、30歳代が39件と最多でした。

過重労働に対する健康障害を防止するためには、時間外労働の削減などの次の措置を講じることが必要です。

1 時間外労働の削減

- (1) 適正な時間外労働に関する協定を締結すること
- (2) 時間外労働(週40時間を超える労働・休日労働を含みます)が月45時間以内となるよう労働時間の管理に努めること
- (3) 労働時間の適正な把握を行うこと

2 有給休暇の取得促進

取得しやすい職場環境づくりおよび取得促進に努めること

3 健康管理に係る措置の徹底

- (1) 健康診断の実施、事後措置を徹底すること、また健康保持増進に努めること
- (2) 産業医等による助言指導等の活用を図り必要な措置を行うこと

産業医等への情報の提供、産業医等への労働者面接による保健指導、事後措置の実施等

その他、万が一過重労働による業務上の疾病を発生させた場合には、産業医等の助言を受け、又は労働衛生コンサルタントの活用を図りながら、多角的に原因を究明し、再発防止対策を図ることが重要です。

また、事業場における心の健康づくり対策として、厚生労働省では「メンタルヘルズ指針」「自殺予防マニュアル」を作成していますので、ご活用願います。なお、詳しいことは、第3方面にお問合せください。

労働者死傷病報告の様式改正について

労働者死傷病報告(様式23号)の様式に、以下の項目が追加されました。

派遣労働者が被災した場合について、派遣先の事業場名称
労働者死傷病報告提出事業者の区分(派遣先/派遣元)

なお、派遣労働者が派遣先事業場にて被災した場合には、派遣先事業場、派遣元事業場とも、同一事業場につき、それぞれ労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署へ提出する必要があります。この場合、業種については、派遣元は17.1.1派遣業で、派遣先は当該事業場の業種で記入することになります。

また、派遣先事業場はさらに、派遣労働者に係る労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に提出した場合に、遅滞なくその写しを派遣元事業場に送付する必要があります。

大規模製造業における安全管理体制及び活動等に係る自主点検分析結果

昨年は、製鉄所における取鍋からの溶鋼流出災害やガスタンクの爆発災害、油槽所におけるガスタンクの火災災害、タイヤ製造工場における火災災害等、わが国を代表する企業における重大な労働災害が発生しました。

このような災害が頻発するなか、昨年11月に全国の都道府県労働局を通じて実施された、「大規模製造業における安全管理体制に係る自主点検」の分析結果が発表されました。

対象は原則、労働者数500人以上の製造業事業場で、適宜各都道府県労働局の判断により、対象範囲を300人以上まで拡大。今回の分析対象は、回収された自主点検表のうちの1269事業場としました。

分析結果

- (1) 各種データを分析した1,099件についての労働災害発生率(年千人率)の平均は、5.37であり、0.00から53.63まで大きな開きが見られた。
- (2) 事業場のトップ(=総括安全衛生管理者)が自ら行う安全管理活動の実施項目を比較したところ、労働災害の発生率が低い事業場では、トップがより多くの活動を行い、「安全衛生管理活動計画の作成」「安全に係る考え方の周知」「危険要因除去提言のために必要な判断」「現場の声を聞く」といった活動がよく実施されていた。
- (3) 労働災害発生率の高い事業場では、労使が協力して安全問題を審議する場である安全委員会で「意見交換が十分行われているとはいえない」とする割合が高かった。
- (4) 安全担当部署の予算に不足感がある事業場は、労働災害発生率が高い。安全管理活動に要する費用を減少させた割合は、死亡災害を発生させた事業場のほうが高かった。
- (5) 労働災害発生率の高い事業場では、協力会社との安全管理上の連携が弱く、情報交換も不十分であった。
- (6) 労働災害発生率の高い事業場では、安全教育実施計画の作成、現場作業員向けの定期的な安全に関する再教育が十分実施されていない。作業マニュアルの定期的見直し、作業マニュアルに基づく訓練の実施、緊急事態発生時の具体的対処方法が緊急時マニュアルに盛り込まれている割合が低い。
- (7) 労働災害発生率の高い事業場は、KY活動情報、メーカーからの危険要因の情報、機械の包括安全基準、社外の災害事例等の活用やリスク評価の実施が低調である。逆に、リスク評価や労働安全衛生マネジメントシステム実施事業場の災害発生率は低い。
- (8) 労働者数や業績変化など、主要な経営指標と労働災害発生率との間には、直接的な関連性まではみられなかった。

在宅勤務に対する労務管理について

情報通信機器を活用して、働く者が時間と場所を自由に選択して働くことができるテレワークについて、厚生労働省では「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定しました。

雇用関係にある在宅勤務の場合、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が混同せざるを得ないことなどから、在宅勤務制度の導入については労働基準法等関係法令の適用に関して、留意する必要があります。詳しくは、リーフレットを準備していますので、第1又は第2方面にお問合せください。

労務相談Q & A

「契約社員の「雇止め」

Q この8月で契約社員の契約が切れる社員がいます。今までは特に説明もなく4回、自動更新しております。今回は更新せず退職してもらおうつもりです。手続きに気をつけることはありますか？

A 有期契約の場合、契約満了とともに退職することが原則です。ただし、今回の設問のように契約更新を繰り返し一定の期間雇用したにもかかわらず、突然、契約満了時に退職させる場合には、期間の定めがない契約と同様に「解雇」手続きと「正当な理由」が必要になることがあります。

このように、契約社員の際の契約のトラブルが多いことから、労働基準法が改正され、平成15年10月に基準が定められました。契約を結ぶ時には次頁の基準にご留意下さい。(次頁に続く)

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」

- ・契約書に「更新の有無、判断基準」を明示すること
- ・雇止めをする30日前までに予告すること
- ・雇止めの理由を明示すること
- ・労働者の希望に応じて契約期間をできるだけ長くすること

「給与の引き下げ」

Q 最近の不景気で経営が苦しいため、給与を引き下げようと考えております。

管理職の給与を10%引き下げる就業規則を作成しましたが、これを監督署に届出すれば制度の変更はできるのでしょうか？

A 管理職といえども就業規則に規定される「労働者」には間違いありませんので就業規則の変更で制度を改正することは可能です。

ただ、就業規則の一方的な不利益変更には問題があります。判例では合理的な理由が必要とされており、それがない場合には個々の労働者の同意が必要とされています。ですから、今回のように一方的な減額する変更をしても就業規則の効力は生じないのが原則です。

したがって、原則に立ち戻って変更の理由、必要性を十分に説明の上、労働者の同意を得た上で実施することが必要でしょう。

就業規則としての効力が発生するのは、監督署への届出時ではなく「労働者への周知」された時とされています。

取組みました、快適職場づくり

平成15年度において、快適職場推進計画認定を受けた日立労働基準監督署管内の事業場は、以下のとおりです。

	認定日	事業場名	所在地	措置内容
1	平成15年4月30日	(株)和興エンジニアリング	日立市	温熱条件・作業空間・視環境・空気環境・食堂等
2	平成15年10月31日	医療法人 せいゆいゆ会 高萩せいゆいゆ病院	高萩市	空気環境・作業空間・機械操作
3	平成15年12月25日	(株)竹中工務店東関東支店 大石産業(株)茨城工場2期工事作業所	北茨城市	空気環境・視環境・給湯設備・温熱条件・環境整備
4	平成16年3月18日	(株)秋山工務店 旭高架下部(南工区)建設工事作業所	日立市	空気環境・温熱条件・視環境・休憩等・洗面所
5	平成16年3月18日	山之内製薬(株)高萩事業場	高萩市	空気環境・休憩所等・環境整備
6	平成16年3月18日	鈴縫・丹特定建設工事共同企業体 15教総第3号明德小学校校舎改築工事 (第一工区)	高萩市	空気環境・温熱条件・視環境・温熱条件休憩等・洗面所
7	平成16年3月18日	大成・長谷川特定建設工事共同企業体 北茨城浄化センター沈砂池・管理棟施設 建設工事	北茨城市	空気環境・環境整備・洗面所等 温熱条件・休憩所等
8	平成16年3月18日	社会福祉法人 あかね会	北茨城市	空気環境・温熱条件・視環境・休憩所等・環境整備
9	平成16年3月18日	(株)武蔵野化学研究所 磯原工場	北茨城市	空気環境・作業空間・食堂等・洗面所・休憩室・緊張作業
10	平成16年3月26日	大石産業(株)フィルム関東工場	北茨城市	休憩所等・空気環境・食堂・洗身設備・重筋作業

快適職場推進計画認定制度についての問い合わせ先

(社)茨城労働基準協会連合会 茨城快適職場推進センター

029-225-8881 又は

日立労働基準監督署第3方面

日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況について

日立労働基準監督署管内では、平成15年は死亡災害ゼロでしたが、平成16年は、以下のとおり、すでに3件の死亡災害が発生しています。したがって、これ以上の死亡災害を発生させないという強い意志を持って、日々の安全衛生活動を展開していただきたいと思います。

労働災害発生状況

平成16年5月末現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の災害	死亡災害	休業4日以上の災害
製造業	3 (+2)	321 (-1)	0 (±0)	27 (+3)
建設業	6 (±0)	136 (-30)	2 (+2)	13 (-4)
道路貨物運送業	2 (+1)	135 (+30)	0 (±0)	8 (+5)
その他の業種	4 (+1)	381 (+39)	1 (+1)	24 (+4)
合計	15 (+4)	973 (+38)	3 (+3)	72 (+8)

()内は前年前期との差

交通労働災害発生状況

平成16年5月末現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の災害	死亡災害	休業4日以上の災害
製造業	0 (-1)	8 (±0)	0 (±0)	1 (+1)
建設業	0 (-3)	6 (-2)	0 (±0)	0 (±0)
道路貨物運送業	1 (±0)	13 (+1)	0 (±0)	2 (+2)
その他の業種	4 (+1)	42 (-4)	1 (+1)	3 (±0)
合計	5 (-3)	69 (-5)	1 (+1)	6 (+3)

()内は前年前期との差

死亡労働災害発生状況

平成16年5月末現在

業種	発生日	職種 等	災害発生状況
土木工事業	2月29日	作業員 男・56歳	道路拡張工事現場で、被災者が帯工の型枠を外していた時、当該帯工が倒壊し、その下敷きになり被災した。
接客娯楽業	3月7日	店員 男・35歳	自動車で別店舗の手伝いに行く途中、道路工事のために設置されていた単管パイプでできたバリケードに衝突した。その際、単管パイプが車前部を突き抜け、運転席まで貫通し、それが運転者の腹部に突き刺さった。
建築工事業	3月30日	作業員 男・50歳	高所作業車で工場外部の配管塗装中、高所作業車のバケット操作を誤り、配管とバケット手摺に胸部を挟まれ被災した。

ハローワークからのお知らせ (8 ・ 9 面)

1. 新規学校卒業者対象求人受理説明会の開催について

去る5月31日(月)に、平成17年3月新規学校卒業者予定者に対する「求人受理説明会」が開催されました。今年は昨年に比べ、巷では緩やかなる景気の改善傾向の話も聞かれるようになり、会議当日の出席事業所数は80社を超え、昨年に比べ活気に溢れた説明会となりました。

今年度の「申し合わせ」事項は、求人受理及び推薦・選考時期等 家庭訪問の取扱 学校訪問の取扱 文書募集の取扱 応募書類の取扱 採用選考 選考の通知 就業開始日 などの詳細な説明が行われました。

なお、今年度の求人申込み等の手続きについては、下記一覧のとおりです。

求人申込み等手続き一覧

学校		中学校	高等学校	職業能力開発校 (産業技術専門学校)	大学・短大・高専・ 専修学校	
求人 ・ 申込 求人 連絡等	求人票	中卒用求人票	高卒用求人票	学院用求人票 (他県へは一般求人票)	大卒用求人票	
	求人申込開始時期	6月20日以降		1年過程は高校に準ずる 2年過程は大学に準ずる	3月1日以降	
	申込先	求人者管轄ハローワーク			各産業技術専門学校 (他県へはハローワークへ)	ハローワーク及び各大学
	作成要領	職種別に作成				職種別で作成
	提出部数	1部	1部	1部	1部	
	求人連絡	7月1日以降 各ハローワークが行う	7月1日以降 各事業所が連絡する	6月20日以降 (他県へはハローワークが)		
	推薦(紹介)	1月1日以降 各ハローワークが行う	9月5日以降 応募書類を学 校から企業に送付	1年過程は高校に準ずる 2年過程は大学に準ずる	7月1日以降 各校にて自主的決 定	
応募書類	全国統一応募書類 上記以外の求人者独自の用紙は、一切認められません。	全国統一応募書類	学院用応募書類	各大学の所定の様式市販履歴書及 び大学等証明書		
選考開始日	1月1日以降	9月16日以降	1年過程は高校に準ずる 2年過程は大学に準ずる	採用内定は10月1日以降		
採 否 通 知	選考後はできるだけ速やかに採否を決定					
	採否結果通知書は、事業所管 轄安定所及び求職者の管轄安 定所へ送付、不採用者の応募 書類は、求職者の管轄安定所 へ送付する。	採否結果の通知は、学校及び 受験生に各1通作成し、学校 へ送付、不採用の場合は、そ の理由を具体的に明記し応募 書類とともに学校に送付する。				

高卒用求人についてはフロッピーによる求人受理も可
(<http://job.koukou.gakusei.go.jp>)にアクセスし、求人データの入力フォームをダウンロードして使用)

2. 障害者・高齢者・外国人雇用状況報告について

事業主の皆様には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「高齢者等の雇用の安定に関する法律」、「職業安定法施行規則第34条」に基づき、毎年6月1日付現在における障害者・高齢者・外国人の雇用状況について、所轄安定所に報告することが義務付けられています。(但し、外国人雇用状況報告にあっては努力義務)

なお、各雇用状況報告書の提出の際には、下記にご留意のうえ報告願います。

障害者の雇用率は、1.8%(一定の特殊法人については2.1%)となっておりますが、本年6月1日現在の雇用状況報告より、除外率について、全ての業種で10%づつ引き下げられることになりました。(左表のとおり)

なお、障害者雇用率未達成企業におかれましては、今後とも障害者雇用率の達成に努められますよう、引き続き雇用のご協力をお願いいたします。

高齢法では、高齢者の雇用の確保について、60歳を下回る定年を定めることを禁じており、また「定年の定めをしている事業主は、当該定年の引き上げ、継続雇用制度の導入又は改善、その他、高齢者の65歳までの安定した雇用確保を図るために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」旨の努力義務を規定しています。

9) 平成16年6月30日

外国人雇用状況報告書は、外国人労働者の失業の予防、再就職の促進、外国人労働者にかかる雇用管理の改善を推進するための指導・援助に役立てるために報告いただくものであり、不法就労を把握し、不法就労者及び事業主の摘発を目的とするものではありません。

見直し後の除外率設定業種及び除外率

除 外 率 設 定 業 種	除 外 率	
	改正前	改正後 (16.6.1報告時の除外率)
タイヤ・チューブ製造業 窯業・土石製品製造業 金属製品製造業 一般機械器具製造業 ガス業 機械等修理業(別掲を除く)	10%	0%
有機化学工業製品製造業 石油製品・石炭製品製造業 輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く)	15%	5%
その他の運輸に付帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く) 電気業	20%	10%
非鉄金属製造業(非鉄金属第一次精錬精製業を除く) 倉庫業 船舶製造・修理業 船用機関製造業 航空運輸業 国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る)	25%	15%
窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る) その他の鉱業 採石業 砂・砂利・玉石採取業 水運業	30%	20%
非鉄金属第一次精錬・精製業 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	35%	25%
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便局	40%	30%
港湾運送業	45%	35%
鉄道業 医療業 高等教育機関	50%	40%
林業(狩猟業を除く)	55%	45%
金属鉱業 児童福祉事業	60%	50%
特殊教育諸学校(盲学校を除く)	65%	55%
石炭・亜炭鉱業	70%	60%
道路旅客運送業 小学校	75%	65%
幼稚園	80%	70%
船員等による船舶運航等の事業	100%	90%

3. 障害者就職面接会の開催について

例年9月の「障害者雇用促進月間」を中心として、各ハローワーク(公共職業安定所)では、障害者の雇用を促進するため事業主と障害者が一堂に会し、相対方式による「障害者就職面接会」を下記日程により開催いたします。

参加を希望される企業の方、及び就職を希望される障害者の方は、8月末までにハローワーク日立へお申し込みをお願いいたします。

日 時：平成16年10月6日(水) 12時30分より

場 所：国民宿舎「鶴の岬」

多賀郡十王町伊師640

0293-32-2202

お問い合わせ先

ハローワーク日立 求人・特別援助部門

0294-21-6441

4. 生活関連情報提供サービスについて

厳しい雇用情勢の下、失業者が安心して求職活動を行えるよう、一元的に雇用や失業関連の情報を提供する『生活情報コーナー』を設け、4月からサービスを開始しています。

情報の内容はハローワークインターネットサービスにおいて、失業者に対し 社会保険・税金などの公的手続きに関連する情報、生活資金貸付制度・生活保護などの今後の生計維持に関連する情報、住宅ローンの返済軽減などの関連情報、保育所、奨学金等の関連情報、心の悩みについての相談機関の情報など、生活に関連した情報が閲覧出来ます。(希望者は、「受付」へ申し出て下さい。)

5. マッチングコーナーの開設について

本年5月から、求人受理後の人材確保のための求人者サービスやフォロー等を行うための『マッチングコーナー』を開設いたしました。

具体的には、求人事業所や資格・経験を生かして再就職を考えている求職者からの要望等があった場合に、情報の提供を始め、「呼出紹介」・「管理選考」等を行うこととしています。

平成十六年度
定期総会開催



来賓祝辞 上月茨城労働局監督課長

(社)日立労働基準協会の平成十六年度定期総会を、五月二十一日(金)午後四時からホテルサンガーデン)日立において開催しました。平成十五年度事業報告・収支決算報告、並びに平成十六年度事業計画(案)・予算(案)が審議され、それぞれ満場異議なく原案通り可決されました。

また、北茨城地区の理事一名が欠員となったことから、補充選出を行い、(株)日鉱マテリアルズ磯原工場の森井健次氏が選任されました。

出席者は、理事・監事二十五名、会員四十四名、委任状四百二十二名、合計四百九十一名でした。

なお、来賓として上月眞史茨城労働局監督課長、高野光幸日立労働基準監督署長、犬田誠一日立市産業経済部長が臨席され、祝辞をいただきました。

平成15年度 収支決算報告

(円)

(円)

収入の部	予算額	決算額
1. 会費収入	5,450,000	5,426,945
2. 事業収入	30,085,000	30,969,667
講習会収入	(20,730,000)	(21,006,233)
健診収入	(350,000)	(584,095)
図書用品収入	(9,000,000)	(9,374,339)
事務委託収入	(5,000)	(5,000)
3. 報奨金収入	110,000	105,900
4. 交付金収入	600,000	600,000
5. 雑収入	71,000	323,654
当期収入合計	36,316,000	37,426,166
前期繰越金	11,620,901	11,620,901
収入合計	47,936,901	49,047,067

支出の部	予算額	決算額
1. 管理費	17,650,000	17,182,942
2. 会議費	1,350,000	1,230,099
3. 事業費	16,016,000	15,657,067
4. 特定預金支出	0	2,767,721
5. 雑費	300,000	260,769
6. 負担金支出	800,000	800,000
7. 繰入金支出	6,000,000	5,467,370
8. 予備費	200,000	0
当期支出合計	42,316,000	43,365,968
当期収支差額	6,000,000	5,939,802
次期繰越金	5,620,901	5,681,099

平成16年3月31日現在会員数 655社

今後の協会行事及び講習・教育等開催案内

1. 行事・会議等

- | | | |
|-----------------|------------|---------|
| (1) 日立地区安全衛生大会 | 9月7日(火) | 時間・場所後報 |
| (2) 労働条件管理研修会 | 10月 | 日時・場所後報 |
| (3) 茨城県産業安全衛生大会 | 10月5日(火) | 水戸市民会館 |
| (4) 全国産業安全衛生大会 | 10月27日～29日 | 開催地 大阪 |
| (5) 免許(学科)出張試験 | 11月6日(土) | 水戸 茨城大学 |
| (6) 安全衛生研修会 | 11月26日(金) | 時間・場所後報 |
| (7) 第2回役員会 | 1月28日(金) | 時間・場所後報 |

2. 技能講習・特別教育等(8月以降開催のもの)

	種 別	開 催 日		
技能講習	玉掛け	8/5～7	10/14～16	12/2～4 2/3～5
	特定化学物質等作業主任者	8/31～9/1	1/19～20	
	有機溶剤作業主任者	9/15～16	11/10～11	2/9～10
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	8/25～28	10/20～22	12/8～10
	ガス溶接	9/24～25	2/18～19	
特別教育	フォークリフト運転(学科)	8/23	10/1	11/5 1/12
	アーク溶接	11/19～20		
	クレーン運転	10/8～9		
	研削といし	2/24～25		
	プレス・シャー	12/17～18		
	電気(低圧)取扱業務	9/9～10		
粉じん作業	8/10			
講習会	職長教育	9/28～29	11/29～30	1/25～26 3/2～3

1. 学科の会場は全種目(社)日立労働基準協会の2階教室です。
2. 開催日は講師及び会場の都合等により変更になることもあります。